

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

市民生活部 税務課、収納課

2 対象期間

令和7年度（令和7年4月1日～令和7年10月31日）

3 監査の実施期間

令和7年11月7日(金)～令和8年2月10日(火) ※12月8日(月)ヒアリングを実施

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取り組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

(職員数は令和7年10月末現在)

1 税 務 課 【全体 職員数27名（うち管理職3名）、会計年度任用職員3名】

市民税1係 【職員数7名、会計年度任用職員2名】

個人市・県民税及び法人市民税の調査、賦課・調定及び減免、森林環境税、県民税徴収取扱委託金に関すること

市民税2係 【職員数6名、会計年度任用職員1名】

国民健康保険税・介護保険料・軽自動車税の賦課・調定及び減免、原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る標識交付、市たばこ税及び鉾産税の賦課・調定、市税に係る諸証明及び手数料の徴収等に関すること

資産税1係 【職員数5名】

土地・家屋及び償却資産の調査及び評価、固有資産等所在市町村交付金、特別土地保有税、固定資産税の各種届出、台帳・公図等の閲覧・整備及び保管に関すること

資産税2係 【職員数6名】

家屋の調査及び評価、固定資産税の賦課・調定及び減免、固定資産税の各種届出、台帳等の閲覧・整備及び保管に関すること

- 2 収 納 課 【全体 職員 15 名(うち管理職 2 名)、会計年度任用職員 5 名】
管 理 係 【職員 6 名、会計年度任用職員 1 名】
市税等の口座振替、収入状況報告、納付証明及び手数料の徴収、還付、
新たな収納システムの調査研究等に関すること
収 納 係 【職員 4 名、会計年度任用職員 3 名】
市税等の徴収・督促・滞納処分、繰上徴収・徴収猶予・欠損処分、納税促
進及び納税指導、差押財産の公売、収納記録等に関すること
滞納整理室 【職員 3 名、会計年度任用職員 1 名】
高額又は回収困難な案件等の滞納処分、新潟県地方税徴収機構、各債権担
当課との連携による債権の回収等に関すること

第3 監査の結果

1 税務課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 国民健康保険税について、今年度から仮算定賦課を廃止した。納期が 12 期から 9 期に変更となることで 1 回の納税額が大きくなるというデメリットはあるものの、市民からは「年 1 回になり、分かりやすくなった」という意見を多くいただいている。

イ 令和 7 年度の減免状況は、個人市民税 3 件 35 万 8,205 円、固定資産税 86 件 369 万 4,900 円で、生活保護や生活困窮などによる減免が多い。また、個人住民税の減免不承認が 1 件あり、疾病による退職および治療のための収入減を事由とする申請であったが、退職理由が自己都合であり、かつ収入減少の状態が減免基準に満たなかったため不承認となった。

ウ 課税の公平の原則を保つため、未申告調査を実施している。令和 6 年度の訪問調査では 29 件を対象に実施し、13 件から申告等の結果を得ることができた。なお、所得があると思われる未申告者については税務署との役割分担の中で協力して対応しており、税収額は令和 7 年度 10 月末現在で、前年度と比較して 300 万円増となっている。

エ 申告相談においては、全庁的な協力体制により、他課に異動した税務課経験者にブース対応の応援を依頼しているが、人員が不足している状況である。そのため、令和 6 年度の申告相談では、税務課経験者の応援のほか、住民税データを使用する部署の税務課未経験者にも協力を依頼し、4 部署から 5 人の若手職員に参加してもらい、必要な人員を確保することができた。

住民税申告については申告書の電子送信が 1 月から始まるが、収入額が 0 円の場合は市の LoGo フォームを活用して簡単に申告書を送信できるシステムを作っており、来庁することなく申告することができる体制を整えている。また、燕市公式 LINE を使用した申告簡易診断を用意し、不要な申告が避けられるようにしている。

オ 例年、2 月から 5 月にかけて時間外勤務が多くなっており、その縮減と平準化が課題

となっていた。令和 6 年度においては、事務の計画を綿密にたてて実行したことや、作業を前倒しで行った結果、4 月以降の時間外勤務を縮減することができた。令和 7 年度も継続して、必要性の低い確認作業の削減など業務内容の見直しを行い、時間外勤務の縮減・平準化に取り組んでいきたいとしている。

カ 償却資産の未申告対策として、法人市民税の申告状況の確認および、税務署で法人税申告書の閲覧を行い、資産保有の疑義がある法人に適正な申告を催告した。令和 6 年度は 326 件、令和 7 年度は 314 件の催告を行い、催告後も返答のない未申告の法人に対しては 2 回目の催告を行った。その結果、令和 6 年度は 108 件、205 万 9,100 円、令和 7 年度は 103 件、127 万 9,900 円の増収となった。

キ 年間を通じて多くの家屋調査を実施する必要があるが、調査対象者との連絡がつかず調査業務が滞ることが課題となっていた。対策として、これまで家屋調査の受付は電話予約のみであったが、時間外の予約受付ができるように予約フォームを作成し、メールで予約受付できるようにした。また、市民課窓口でも家屋調査予約の案内用紙を渡すようにしたところ、連絡がつかない調査対象者が減少し、計画的に調査を実施できるようになった。

(2) 意見

国民健康保険税の仮算定賦課廃止により、納期は 12 期から 9 期となった。この変更で、県内での税率等一元化の動きと足並みが揃い、職員の業務負担軽減にも大きくつながった。減免申請は、生活保護や生活困窮によるものが多く、減免基準を満たさず不承認となったケースもあった。今後も関係部署との連携を図り、情報提供を共有し、適切な賦課業務に努められたい。

未申告者の調査については、適正・公平な課税を実現するために不可欠な業務であると考えている。引き続き未申告調査のさらなる実施に取り組んでいただきたい。

申告相談会については、全庁的な協力体制で取り組んでいるが、人員不足が課題となっており、税務課未経験者へも協力を依頼するなど必要な人員の確保に苦慮していることがうかがえる。住民税申告は、収入が 0 円の場合には LoGo フォームを活用して簡単に申告書を送信できるシステムを作っており、職員も効率的に業務に取り組むことができるほか、市民にとっても unnecessary な来庁や申告の手間を省くことができるため、この方法が広く浸透していくことを期待したい。

時間外勤務については、税目によって必要な知識や繁忙期が異なるため簡単に改善をすることは難しいと理解できる。業務内容の見直しを行い時間外勤務の縮小に努められたい。

償却資産の未申告対策として、資産保有の疑義がある法人へ適正な申告を促したものの、返答のない未申告者に対して再度催告の実施を行い、その結果未申告者の減少につながった。ターゲットを絞りこむことで、効果を上げたことは評価できる。

家屋調査については、メール予約受付ができるようになったことや、市民課と連携し窓

口で家屋調査予約案内用紙を調査対象者へ渡してもらうことで、連絡がつかないケースが減少し、業務効率が向上した。この取組は有効であったと評価したい。

2 収納課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 市税の納入方法については、令和5年度から地方税統一QRコードによる納付が始まり、開始当初は固定資産税と軽自動車税のみとなっていたが、現在は新たに市県民税と国民健康保険税も加わった。対象税目が拡大されたことにより納税義務者の利便性向上が図られている。

一方で、スマホでのバーコード及びQRコード読み取りによる二重納付の増加が課題であり、今後は見直しも検討していきたいとしている。

イ 滞納者に対して年3回(8月、12月、3月)一斉に催告書を送付し、収入未済額の縮減及び徴収の強化を図っている。また、毎年10月・11月は「納税推進強調月間」として、夜間の電話催告や納税相談、文書催告の強化に取り組んでいる。

そのほか、毎週水曜日の延長窓口、毎月第2日曜及び第4土曜の午前中についても納付できるよう窓口を開設している。さらに事前に納税相談の希望があれば対応するなど納税義務者の実情に合わせ柔軟な対応に努めている。

ウ 財産の差押については、令和5年度76件、令和6年度114件、令和7年度10月末までに145件実施している。差押が増加している理由は、令和6年度から財産調査システムを導入したことで預貯金調査に係る時間が飛躍的に短縮され効率化が進んだことによるものである。

また、これまで不動産公売での売却実績がなかったことから、今後は不動産の公売に係る手続きなどがスムーズに行えるよう実務研修等にも取り組んでいきたいとしている。

エ 時間外勤務を行う職員に偏りがあることについて、今後は業務分担や業務のやり方の見直し等を検討するほか、他の職員がフォローできる体制づくりに努めたいとしている。

(2) 意見

市税の地方税統一QRコードによる納付は、固定資産税と軽自動車税に加え、市県民税と国民健康保険税も利用できるようになり、納税義務者の利便性が向上した。しかし、スマホ対応バーコードとの二重納付が課題となっており職員の業務量も増加している。スマホ対応バーコード読み取りの廃止を検討しているが、納税義務者が混乱しないよう検討されたい。

滞納者に対し、徴収員の訪問や一斉に催告書の送付を行うなど収入未済額の縮減対応をしているが、徴収漏れの大部分が督促手数料のみの少額収入未済が多く見受けられる。市税を含む保育料や下水道負担金の督促手数料廃止の検討を視野に入れて、職員の労力削減に努められたい。

財産の差押えについては、財産調査システムの導入により調査にかかる期間が大幅に短縮され、職員の業務効率も上がり効果があったと評価できる。引き続き滞納整理チームと収納係が連携し滞納処分や債権回収に取り組まれない。

時間外勤務を行う職員に偏りがあることについて、管理職は職員の体調管理を徹底し、リスク管理をしておく必要があると考える。時間外勤務の削減については、課内で業務分担の見直しや協力体制を整えるなど対策を検討されたい。